

地域手当に関する規則及び調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 6 号

地域手当に関する規則及び調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(地域手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 地域手当に関する規則 (昭和 43 年岩手県人事委員会規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給地域) 第 2 条 給与条例第 28 条の 2 第 1 項及び給与等条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、大阪市、さいたま市、名古屋市、千葉市、福岡市、仙台市及び札幌市に属する地域とする。	(支給地域) 第 2 条 給与条例第 28 条の 2 第 1 項及び給与等条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、大阪市、さいたま市、名古屋市、 <u>豊田市</u> 、千葉市、福岡市、仙台市及び札幌市に属する地域とする。
(支給区分) 第 3 条 給与条例第 28 条の 2 第 2 項各号及び給与等条例第 23 条の 2 第 2 項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	(支給区分) 第 3 条 給与条例第 28 条の 2 第 2 項各号及び給与等条例第 23 条の 2 第 2 項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 3 級地 <u>さいたま市及び名古屋市</u> に属する地域	(3) 3 級地 <u>さいたま市、名古屋市及び豊田市</u> に属する地域
(4)～(6) [略]	(4)～(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (平成 18 年岩手県人事委員会規則第 26 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 28 年岩手県条例第 48 号) 第 28 条の 2 第 2 項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和 28 年岩手県条例第 49 号) 第 23 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 28 年岩手県条例第 48 号) 第 28 条の 2 第 2 項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和 28 年岩手県条例第 49 号) 第 23 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) [略]	(5) <u>豊田市に属する地域</u> 100 分の 4
(6) [略]	(6) [略]
3 [略]	3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則及び調整手当に関する規則の一部を改正する

規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。